

創業者・中小企業者のための

金融ガイドブック



鹿児島市食料品製造業ビジネスマッチング商談会



大学連携による繁盛店づくりコンサルティング事業

創業者・中小企業者の皆さまに対する公的な資金支援や経営に役立つ情報を掲載しています。
詳しい内容は、お問合せください。

目次

ページ

◇創業に関する支援◇

融資……………2～3

相談・補助制度……………3～4

◇経営全般に関する支援◇

融資……………5～6

相談…………… 7

◇経営安定等のために資金を必要とする事業者

の皆様へ◇…………… 8

◇お問合せ先・関係機関所在地MAP◇…………… 9

■中小企業者

業種	従業員数※	資本金※
製造業・その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下

※従業員数又は資本金のいずれかが該当すれば中小企業者となります。

※NPO法人の場合、資本金の要件はありません。

※鹿児島県中小企業融資制度では一部の融資制度に限り、上の表の規模要件を超える方に貸付が可能です。

■小規模企業者

業種	従業員数
卸売業・小売業(飲食業を含む)・サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下
その他の業種	20人以下

※一定の要件を満たす事業協同小組合、企業組合及び協業組合も該当します。

※NPO法人の場合、宿泊業・娯楽業についても、従業員数5人以下の方が小規模企業者となります。

※ガイドブックに記載されている情報は令和7年7月現在のものです。内容等は変更されることがありますので、最新の情報は各ホームページ等でご確認ください。

◇創業に関する支援◇

市創業支援資金 利子補給あり(P4 参照)

【鹿児島市産業支援課】山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① Tel216-1324

◇対象者:これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方

○創業関連保証対応:次のいずれかに該当する方

- ①市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で設立から1年を経過していない方
- ②市内で1月以内(※)に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内(※)に新たに会社を設立しようとする方
※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する方は、6月以内となります。
- ③市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする個人又は会社を設立した個人(移転後1年未満の方を含む)

○スタートアップ創出促進保証対応(経営者保証免除):次のいずれかに該当する方

※保証申込時において税務申告1期末終了者は、事業開始に必要とする資金額の10分の1以上の自己資金が必要です。

※融資実行後、会社を設立して3年目及び5年目に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要です。

- ①市内で会社を設立した個人で、設立から1年を経過していない方

- ②市内で2月以内(※)に新たに会社を設立しようとする方

※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する方は、6月以内となります。

- ③市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする会社を設立した個人
(移転後1年未満の方を含む)

○一般保証対応:創業関連保証の①③又は、以下に該当する方

- ①市内で新たに事業を開始する方

保証制度名	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	補助後の信用保証料率※1
創業関連保証対応	2,000万円 (うち運転資金 1,400万円)	運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金10年以内(1年以内)	年1.85%~2.45%	年0.15%~0.64%
スタートアップ創出促進保証		運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金10年以内(1年以内)※2		
一般保証対応		運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金10年以内(1年6月以内)		

※1 本市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座等)の修了者又は女性、若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料の補助率がアップします。(証明書が必要。受講年度を含め2年度以内のセミナー等が対象(街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内。))

※2 スタートアップ創出促進保証対応の場合は、運転・設備資金の据置期間は、取扱金融機関において創業支援資金の融資と原則同時に信用保証協会の保証を付していない融資を実行する場合又は保証申込時に信用保証協会の保証を付していない融資の残高がある場合にあっては3年以内。

県創業支援資金 主な申込要件など(P6 参照)

【鹿児島県中小企業支援課】鴨池新町10-1 Tel286-2946

◇対象者:※NPO法人はご利用できません。

- ①産業競争力強化法に基づき、国が認定した市町村等(鹿児島市認定あり)の特定創業支援等事業の支援を受けて、県内で6月以内に新たに事業を開始する方(事業開始後5年未満の方を含む)※1

- ②商工団体の推薦を受けて、1月以内に個人で、又は2月以内に会社を設立して県内で新たに事業を開始する方(事業開始後5年未満の方を含む)※1

- ③商工団体の推薦を受けて県内で新たに事業を開始する方(②以外の方(事業開始後6月未満の方を含む))

融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	補助後の信用保証料率※2
①、② 2,000万円	運転資金 7年以内(1年以内) 設備資金10年以内(1年以内)※2	年1.85%~ 2.45%	年0.68% (年0.58%)※3 (年0.36%)※4 (年0.26%)※5
	運転資金 7年以内(2年以内) 設備資金10年以内(3年以内)		年0.13%~1.58% (年0.03%~1.48%)※3 (年0%~1.26%)※4 (年0%~1.16%)※5

※1 ①及び②は国の創業関連保証に対応しています。

※2 経営者保証の免除を受ける場合、例外あり

※3 かごしま「働き方改革」の推進企業、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島 SDGs 登録制度の登録事業者

※4 女性や青年(30歳未満)による創業の場合

※5 ※3 かつ※4 の場合

創業者のための保証

【鹿児島県信用保証協会保証部】 加治屋町14-3 MAP⑨ Tel210-7367

◇対象者：産業競争力強化法に基づき新たに事業を開始する方で次のいずれかに該当する方

- ①事業を営んでいない個人であって、1か月以内に事業を開始しようとする方
- ②会社設立を計画する個人であって、2か月以内に新たに会社を設立する方
- ③事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していない方
- ④事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していない方

保証制度名	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率	信用保証料率
創業関連保証	3,500万円※	10年以内(1年以内)	金融機関所定の利率	年1.00%

※スタートアップ創出促進保証、再挑戦支援保証との合計額

(1) 新規開業・スタートアップ支援資金

(2) 新規開業・スタートアップ支援資金(女性、若者／シニア起業家支援関連)

(3) 女性、若者／シニア起業家支援資金

【株日本政策金融公庫】 千日町1-1センテラス天文館5階 MAP⑥ 国民生活事業 Tel0570-098842
中小企業事業 Tel223-2221

◇対象者：(1) 新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方

- (2)、(3) 女性又は35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方又は事業開始後おおむね7年以内の方

資金名	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	担当
(1) 新規開業・スタートアップ支援資金			
(2) 新規開業・スタートアップ支援資金(女性、若者／シニア起業家支援関連)	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	運転資金10年以内(5年以内) 設備資金20年以内(5年以内)	国民生活事業
(3) 女性、若者／シニア起業家支援資金	7億2,000万円	運転資金7年以内(2年以内) 設備資金20年以内(2年以内)	中小企業事業

ソーホーかごしまでのインキュベーション・マネージャーによる支援

【ソーホーかごしま】 易居町1-2市役所みなと大通り別館6階 MAP① Tel219-1750

新規創業者等の育成・支援施設であるソーホーかごしまで、インキュベーション・マネージャーによる事業計画などに対するアドバイスや、創業関連のビジネスセミナー等を行っています。

◇対象者：創業を目指している方や創業間もない事業者、中小企業者等

◇内 容：起業相談、経営相談等

◇相談時間：10時～17時(日曜・祝日・年末年始を除く)

◇その他：相談希望日時と相談内容について事前申込みが必要です。

創業前のアドバイスや創業後のフォローアップなど

【鹿児島県信用保証協会保証部】 加治屋町14-3 MAP⑨ Tel210-7367

◇対象者：創業を計画している方や創業に係る保証制度を利用された方

◇相談時間：9時～17時15分(土曜・日曜・祝日を除く)

◇その他：協会を利用して創業された方を対象に、必要に応じて無料で外部専門家(中小企業診断士・税理士等)を派遣し、経営診断の実施や経営課題の解決を図るサービスを実施しています。

これから創業する方や経営課題を抱える方の相談に対応

【鹿児島県よろず支援拠点】 城山町1-24 県中小企業会館4階 MAP⑤ Tel219-3740

◇対象者：中小企業者、小規模企業者、創業者、創業予定者

◇相談時間：平日8時30分～17時15分(要事前予約)

<https://yorozu-kagoshima.go.jp/>

新規開業支援利子補給金

【鹿児島市産業支援課】山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① Tel216-1324

市内で新規開業する中小企業者の負担軽減を図るため、融資にかかる支払利子相当額を補助します。

◇対象者:市の創業支援資金を利用した中小企業者

◇内 容:融資実行後12月以内の支払利子相当額を補助(上限30万円・延滞利子を除く)

◇その他:対象者には、融資実行後に市から申請書等を送付します。利子支払後に市へ申請してください。

専門家派遣事業

【(公財)かごしま産業支援センター経営支援課】城山町1-24 県中小企業会館4階 MAP⑤ Tel219-1273

経営、情報化、販売、マーケティング等の様々な経営相談に対応して、センターに登録している民間の専門家を派遣し、診断助言を行います。

◇対象者:創業者、中小企業者等

◇内 容:対象経費(専門家の謝金・旅費)の2/3を補助

◇その他:1企業につき年間8回程度

創業者テナントマッチング事業

【鹿児島市産業支援課】山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① Tel216-1322

◇対象者:本市が定める創業に関するセミナー等を修了し、中心市街地又は都市機能誘導区域の団地核にある空き店舗を活用して、小売業、飲食業及びサービス業の店舗を新たに開業する者

◇内 容:空き店舗の整備に要した経費の一部を補助(予算の範囲内・対象地域あり・その他要件あり)

補助率(1/2)、補助上限額(A:100万円 B:50万円)

A:空き店舗が中心市街地の商店街の区域内にある場合

B:空き店舗が中心市街地の商店街の区域外にある場合、又は団地核内にある場合

◇募集期間

第2次募集:令和7年7月1日(火)～令和7年8月29日(金)

第3次募集:令和7年10月1日(水)～令和7年11月28日(金)

◇その他:事前相談必要、予算の執行状況によっては募集を予告なしで終了する場合があります。

◇経営全般に関する支援◇

鹿児島市 中小企業融資制度

【鹿児島市産業支援課】山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① TEL216-1324

◇鹿児島市主な申込要件

※取扱金融機関の取引停止処分や保証協会の保証付融資に延滞・求償権のある方は利用できません。

- (1) 市内に住所(法人の場合:商業登記簿上での本店)があること
- (2) 市内に事業所(事業の拠点となる本店、支店、事務所)があること
- (3) 市内で同一事業を継続して6月以上(資金によっては1年以上)営んでいること
※創業支援資金はこれまで事業を営んでいない方や事業実績が1年未満の方が対象
※街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。
※許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がされていること
- (4) 納期の到来している市税を完納していること(申込人・連帯保証人)
- (5) 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- (6) 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

◇融資の申込先は、下記の取扱金融機関です。

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、
鹿児島みらい農業協同組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、
宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

■主な資金

【運:運転資金 設:設備資金】

資金名／対象者	融資限度額	融資利率	補助後の信用保証料率
産業振興資金 事業振興等に資金が必要な方	運・設 3,000万円	年1.95%~2.55%	年0.23%~1.30% (年0.15%~1.10%) ※1,※3
特別小口資金 次の①~③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者 (表紙記載) ②市県民税の所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方	運・設 2,000万円 (小規模企業支援資金は既存の保証残高との合計で2,000万円の範囲内)		年0.26% (年0.24%)※2,※3
小規模企業支援資金 表紙記載の小規模企業者			年0.20%~0.88% ※3
新事業展開支援資金 同一事業を1年以上営み、次の①~④のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う現事業の事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方(移転や増設を除く) ③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものを除く) ④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者 (入賞年度を含め5年度以内の方が対象)	① 運・設 1,200万円 ②③④ 運・設 3,000万円	年1.85%~2.45%	①② 年0.15%~0.64% (年0.12%~0.48%) ※4 ③ 年0.15%~0.64% ④ 年0.09%~0.38%
街なかリノベーション推進資金 市内の空き店舗等を活用して事業を行う本市主催の街なかリノベーション実践セミナー修了者(セミナー修了年度を含め5年度以内の方・事業実績がない方も対象)	運・設 1,000万円		
環境配慮促進資金 次の①~④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(環境管理事業所)のいずれかの認証を取得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③次世代自動車(ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車)を購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方	運・設 3,000万円		年0.09%~0.38%
ICT活用促進資金 同一事業を1年以上営み、業務改善や生産性の向上を図るために、ICTの活用促進のための資金が必要な方			

※1 設備資金として利用する場合。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用

※2 NPO法人が利用する場合に適用。保証料率は0.60%

※3 かごしまSDGs推進パートナーの登録を受けている場合、さらに0.10%の割引があります。(登録証の写しが必要)

※4 本市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、ソーホーかごしまのインキュベーションマネージャーによる個別支援、街なかリノベーション実践セミナー等)の修了者が利用する場合に適用(市が発行する証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内)。)

鹿児島県 中小企業融資制度【鹿児島県中小企業支援課】鴨池新町10-1 Tel286-2946

◇主な申込要件

- (1) 中小企業者であること
- (2) 県内において原則として現に営む事業を1年以上(中小企業振興資金は6月以上)引き続き営んでいること(ただし、創業支援資金及び事業承継対策資金については県内居住者であればよい。)
- (3) 県民税及び市町村民税を完納していること
- (4) 許認可等が必要な業種は、その許認可等を受けていること
- (5) 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

■主な資金

資金名／対象者	融資限度額	融資利率	補助後の信用保証料率
中小企業振興資金 運転・設備資金が必要な方	運転資金・設備資金 5,000万円	年1.95%～2.55% ※1,※2	年0.29%～1.59% ※3
	設備資金 7,000万円		年0.29%～1.74% ※3
新分野開拓等支援資金 ①知的財産権に係る技術を生かして事業を営む方 ②(公財)かごしま産業支援センターが行う事業の採択を受け、その技術等を生かして事業を営む方 ③DXの実現に向け、IoT・キヤッショレス決済・テレワーク等の導入、デジタル技術の活用、デジタル人材の育成や新産業創出に取り組む方 ④カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、環境・エネルギー分野における製品開発等を行う方	運転資金・設備資金 1億5,000万円	年1.85%～2.45%	年0%～1.26% ※3
事業承継対策資金 ①現経営者から事業を承継しようとする方(事業承継後5年以内の方を含む) ②中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けて事業承継を行おうとする方 ③鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、事業承継を行おうとする方	運転資金・設備資金 3,000万円	年1.85%～2.45%	年0%～1.26% ※3

※1 融資期間が5年超のものについては、変動金利の場合あり

※2 融資期間が10年超のものについては、変動金利

※3 かごしま「働き方改革」の推進企業、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島SDGs登録制度の登録事業者は、さらに0.1%引下げ

【政府系金融機関】

(株)日本政策金融公庫 千日町1-1センテラス天文館5階 MAP⑥

【国民生活事業】 Tel0570-098842

地域の身近な金融機関として、小規模事業者や創業企業の皆さんへ事業資金融資などを行っています。

■主な資金

融資制度	融資限度額
一般貸付(事業を営むほとんどの業種の方)	4,800万円
小規模事業者経営改善資金(マル経融資)※	2,000万円

※一定の要件を満たし、商工会議所・商工会又は県商工会連合会の長の推薦を受けた方が対象。

【中小企業事業】 Tel223-2221

さまざまな業種の中小企業者の皆さんに、国の政策に基づく特別貸付を実施し、事業資金を長期固定金利で安定的に供給することにより、民間金融機関による資金供給を補完しています。

■主な資金

資金名	融資限度額
新事業育成資金(新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方など)	7億2千万円
海外展開・事業再編資金(海外展開や海外展開事業の再編を行う方)	14億4千万円

(株)商工組合中央金庫 西千石町17-24 MAP⑧ Tel223-4101

中小企業が事業のために必要とする資金に対して幅広い融資を行っています。

■主な融資の種類

- ・一般的な融資(設備資金・長期運転資金・手形割引などの短期運転資金など)
- ・国の施策と連携した融資制度
- ・組織化、組合共同事業支援のための融資(中小企業の組織化を金融面から支援)

◇経営全般に関する支援◇

【mark MEIZAN(マークメイザン)】名山町9-15 MAP② Tel227-1214

クリエイティブ人材の育成や交流を支援するクリエイティブ産業創出の拠点施設であるとともに、起業したい人やスタートアップの育成と成長を支援するビジネス・インキュベーション施設です。企業同士のマッチング、メンタリング、イベントなどを通じて事業拡大や経営基盤強化をサポートします。

◇対象者:中小企業者、小規模企業者、新規創業者、クリエイター、エンジニア等



◇内 容:経営相談、起業・スタートアップ相談、ビジネスマッチング支援等

◇相談時間:9時~19時(第3日曜日及び年末年始を除く)

◇その他:相談希望日時と相談内容について事前申込みが必要です。 <https://mark-meizan.io>

【鹿児島県よろず支援拠点】城山町1-24 県中小企業会館4階 MAP⑤ Tel219-3740

◇対象者:中小企業者、小規模企業者、創業者、創業予定者



◇内 容:創業・経営革新・売上拡大・海外展開・事業承継など経営全般に関するあらゆる相談に無料で対応。

中小企業支援の専門家を配置し、売上拡大や経営改善等の相談内容に応じて、一定の解決策を提示し、フォローアップを行うとともに、支援機関等の紹介を実施。

◇相談時間:平日8時30分~17時15分(要事前予約)

<https://yorozu-kagoshima.go.jp/>

【商工会議所・商工会】

金融・税務・労務をはじめ経営全般のご相談に対応します。

鹿児島商工会議所 MAP⑦		東千石町1-38鹿児島商工会議所ビル13階			中小企業振興部	Tel225-9533
					産業振興部	Tel225-9540
かごしま市商工会	谷山本所	谷山中央4丁目4849	Tel268-3576	喜入支所	喜入町7010-5	Tel345-2120
	吉田支所	本城町647-5	Tel294-2714	松元支所	上谷口町3211-8	Tel278-1165
	桜島支所	桜島藤野町1493-1	Tel293-2491	郡山支所	東俣町1579-1	Tel298-2435

	エキスパートバンク 鹿児島商工会議所(産業振興部)・かごしま市商工会(谷山本所)	ワンストップ専門相談会 鹿児島商工会議所(中小企業振興部)
対象者	商工会議所・商工会地区内の小規模事業者	全事業者
内 容	専門家(エキスパート)が、事業所を訪問し、具体的な指導で課題を解決。 経営戦略・事業継承・教育・訓練・店内ディスプレイ・広告等幅広い相談に対応。	専門家による相談会を開催。法律、税務、労務、金融(融資)、事業承継等。
相談時間	【鹿児島商工会議所】8時30分~17時30分(土曜・日曜・祝日を除く) 【かごしま市商工会】8時30分~17時15分(土曜・日曜・祝日を除く)	毎月第2水曜日13時30分~16時 ・事前にお電話でご予約下さい。 ・金融相談、事業承継相談については毎週水曜日

【鹿児島県信用保証協会経営支援部】加治屋町14-3 MAP⑨ Tel223-0274

◇対象者:経営改善・事業再生・事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者

◇内 容:経営改善・事業再生・事業承継についての相談に対応。必要に応じて無料で外部専門家を派遣し、経営改善計画や事業継承計画の策定支援を実施。

◇相談時間:9時~17時15分(土曜・日曜・祝日を除く)

【鹿児島県中小企業活性化協議会】東千石町1-38鹿児島商工会議所ビル8階 MAP⑦ Tel805-0268

◇対象者:債務超過など財務上の問題を抱えているものの、事業の収益性があり、事業再生や収益の改善に意欲を持って取り組もうとする県内の中小企業

◇内 容:面談等を通じて課題を抽出し、関係機関と連携を図り、適切なアドバイスを行います。その後、必要に応じて専門家によるきめ細かい再生支援を行います。中小企業の経営課題に幅広く対応し、協議会のみならず、必要に応じ土業等の専門家との連携による支援体制を整えています。

◇相談時間:8時30分~17時30分(土曜・日曜・祝日を除く)

【鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター】東千石町1-38鹿児島商工会議所ビル4階 MAP⑦ Tel225-9550



中小企業・小規模事業者の事業承継・引継ぎに関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口です。

◇対象者:後継者がない方・どこに相談すればいいかわからない方・事業承継計画の作り方がわからない方・事業承継にかかる資金調達方法を知りたい方・事業の廃業を検討している方等

◇内 容:①親族内承継、②従業員承継(役員を含む)、③第三者承継(売りたい・買いたい)

◇相談時間:9時~17時(土曜・日曜・祝日を除く) <https://kagoshima-hikitsugi.go.jp/>

【鹿児島働き方改革推進支援センター】鴨池新町6-6鴨池南国ビル11階 Tel0120-380-436



働き方改革のに関する無料相談

◇対象者:働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等

◇内 容:働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、労務管理や助成金等に関する相談に無料で応じます。

◇相談時間:平日9時~17時(年末年始を除く)

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>

◇経営安定等のために資金を必要とする事業者の皆様へ◇

保証制度に関する認定要件

鹿児島市では、新型コロナウイルス感染症等について、以下の保証制度等に関する認定を行っています。

保証の種類	セーフティネット保証5号	経済環境変化等
関係法令等	中小企業信用保険法第2条第5項第5号	鹿児島市中小企業融資実施要綱
認定要件	国が指定する業種を営んでおり、原則として、最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。	市が指定する業種を営んでおり、最近3か月の売上高等が前年同月に比して5%以上減少していること。
指定期間等 ※必要に応じて 延長されます。	令和7年7月1日～令和7年9月30日	令和7年7月1日～令和7年9月30日

融資制度

セーフティネット保証等の認定を受けることにより次の融資制度の利用が可能になります。

【運:運転資金 設:設備資金】

	鹿児島市中小企業融資制度	鹿児島県融資制度	協会制度
資金・制度	経営安定化資金 (経済環境変化等)	経営力強化資金 ※1	経営力強化保証制度
対象者 (利用保証制度等)	経済環境の変化や桜島降灰の影響等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方 (1)セーフティネット保証5号 (既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る。) (2)その他の方	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
融資限度額	運・設 3,000万円	運・設 5,000万円	運・設 2億円 8,000万円 (無担保額 8,000万円まで)
融資期間 (うち据置期間)	運 7年以内(据置2年以内) 設 10年以内(据置2年以内)	運 5年以内(据置1年以内) 設 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内)	運 5年以内(据置1年以内) 設 7年以内(据置1年以内) 借換 10年以内(据置1年以内) 一括返済の場合は1年以内
信用保証料率	年0.09%～0.38%(4／5 補助後)	対象者(1) 年 0.48%※2 対象者(2) 年 0.13%～1.43%※2 (いずれも、補助後)	一般 年0.45%～1.75% SN5号 年0.80%
融資利率	1年以内 年1.75% 1年超 3年以内 年1.95% 3年超 5年以内 年2.05% 5年超 7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	1年以内 年1.75% 1年超 3年以内 年1.95% 3年超 5年以内 年2.05% 5年超 7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	金融機関所定の利率
資金・制度	経営安定化資金 (セーフティネット保証対応)	セーフティネット対応資金	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)
対象者 (利用保証制度等)	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証5号
融資限度額	運・設 3,000万円	運・設 5,000万円	運・設 2億円 8,000万円 (無担保額 8,000万円まで)
融資期間 (うち据置期間)	運 7年以内(据置2年以内) 設 10年以内(据置2年以内)	運 7年以内(据置2年以内) 設 10年以内(据置3年以内)	10年以内(据置1年以内)
信用保証料率	5号 年 0.16%(4/5 補助後)	5号 年 0.62%※2	5号 年 0.80%
融資利率	1年以内 年1.75% 1年超 3年以内 年1.95% 3年超 5年以内 年2.05% 5年超 7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	1年以内 年1.75% 1年超 3年以内 年1.95% 3年超 5年以内 年2.05% 5年超 7年以内 年2.25% 7年超10年以内 年2.35%	金融機関所定の利率

※1 当該資金については、セーフティネット保証関連以外の対象者要件もあり、融資条件は対象者要件により異なる

※2 かごしま「働き方改革」の推進企業、パートナーシップ構築宣言の宣言事業者又は鹿児島 SDGs 登録制度の登録事業者は、さらに 0.1%引下げ

○問合せ先

【鹿児島市産業支援課】山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① Tel216-1324

【鹿児島県中小企業支援課】鴨池新町10-1 Tel286-2946

【鹿児島県信用保証協会保証部】加治屋町14-3 MAP⑨ Tel223-0271

◇お問合せ先・関係機関所在地MAP◇

銀行とりひき相談所 MAP③ 名山町1-3-74鹿児島ビル内 TEL222-8178	(一社)鹿児島県銀行協会	銀行取引に関する相談や、銀行に対する要望・苦情を受け付けています。 【受付時間】平日9時～17時
日本貸金業協会鹿児島県支部 MAP④ 金生町4-10アーバンスクエア鹿児島ビル4階 TEL0570-051051(通話料有料) 若年者金融トラブルホットライン TEL0570-008661、03-6277-2355(通話料有料)	日本貸金業協会	借金返済に関する債務相談、貸金業者に対する苦情及び紛争の解決、貸付自粛登録(WEB受付有)を行っています。また、若年者向けに金融トラブルホットラインを開設しています。 【電話受付時間】平日9時～17時
金融サービス利用相談室 TEL0570-016811、03-5251-6811(通話料有料) FAX03-3506-6699 https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html	金融庁	電話・FAX等により、金融行政に関する意見・要望や、貸し渋り・貸し剥がし等の情報提供等を受け付けています。質問・相談については相談員が電話で返答します。ホームページからも受け付けています。 【電話受付時間】平日10時～17時
経営相談ホットライン(電話経営相談:通話料有料) TEL050-3171-8814 つながらない場合は092-263-0300	(独)中小企業基盤整備機構	中小企業の方が経営相談等を受けることができる電話相談窓口(ホットライン)です。経営・技術・施策・制度活用に関する情報提供など気軽にご相談ください。 【受付時間】平日9時～17時
J-Net21 中小企業ビジネス支援サイト https://j-net21.smrj.go.jp/		中小企業基盤整備機構が運営するポータルサイトです。公的機関の支援情報を中心に、経営に関するQ&Aや数多くの企業事例などを調べることができます。また、中小企業向け施策を毎日配信する「支援情報ヘッドライン」や「中小企業NEWS」など最新の情報が満載です。
鹿児島労働局総合労働相談コーナー 鹿児島労働局雇用環境・均等室 山下町13-21鹿児島合同庁舎2階 TEL223-8239 https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-rooudoukyoku/	鹿児島労働局	募集・採用、解雇、雇い止め、退職、配置転換、いじめ・嫌がらせ、労働条件の低下など、労働問題に関する相談に専門の相談員が対応します。 また、職場における性別を理由とする差別、各種ハラスメント、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等について専門の指導員が対応します。 【相談員・指導員の相談受付時間】平日9時～16時30分

■関係機関所在地 MAP



■お問合せ先

MAP番号	関係機関名	電話番号
①	鹿児島市役所・産業支援課 (みなと大通り別館5階)・産業創出課	TEL216-1324 TEL216-1319
	ソーホーかごしま	TEL219-1750
②	mark MEIZAN(マークメイザン)	TEL227-1214
③	銀行とりひき相談所	TEL222-8178
④	日本貸金業協会 鹿児島県支部	TEL0570-051051
	(公財)かごしま産業支援センター・経営支援課	TEL219-1273
⑤	鹿児島県よろず支援拠点	TEL219-3740
	(株)日本政策金融公庫・国民生活事業 ・中小企業事業	TEL0570-098842 TEL223-2221
⑦	鹿児島商工会議所 中小企業振興部	TEL225-9533
	鹿児島県中小企業活性化協議会 ・再生支援部門 ・経営改善支援部門	TEL805-0268 TEL225-9123
	鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター	TEL225-9550
⑧	(株)商工組合中央金庫 鹿児島支店	TEL223-4101
⑨	鹿児島県信用保証協会 保証部 ・経営支援部	TEL223-0271 TEL223-0274
-	鹿児島県 中小企業支援課	TEL286-2946

発行者 鹿児島市産業局 産業振興部 産業支援課

〒892-8677 山下町11-1 市役所みなと大通り別館5階
TEL216-1324 FAX216-1303

鹿児島市役所の開庁時間時間変更のお知らせ (R7.12.26)

令和8年1月5日(月曜日)から市役所本庁舎や各支所などの開庁時間が8:45～16:30になります。開庁時間の変更がない施設もありますので、詳しくは市ホームページ等でご確認ください。